

給水装置施工基準

玉村町上下水道課

令和元年6月

目 次

1. 給水装置工事の申請	
1.1 申請書類	P. 1
1.2 納金	P. 1
1.3 竣工書類	P. 1、 2
1.4 協議が必要な事項	P. 2
2. 給水装置工事の配管	
2.1 標準配管	P. 3
2.2 給水管材料及び規格	P. 3
2.3 分岐方法	P. 4
2.4 注意事項	P. 4
3. 給水装置工事の施工	
3.1 一般事項	P. 5、 6
3.2 水道メーターの設置	P. 6
3.3 メーターボックスの設置	P. 6、 7
3.4 仕切弁筐等の仕様	P. 7
4. 立ち会い検査及び耐圧試験	
4.1 立ち会い検査注意事項	P. 8
4.2 耐圧試験	P. 8
5. 埋戻し・舗装	
5.1 標準土工	P. 9
5.2 注意事項	P. 9
6. 既設給水管の閉栓	
6.1 注意事項	P. 9

1. 給水装置工事の申請

1.1 申請書類

1.1.1 必須書類

給水装置工事申請時は、以下の必要書類を揃えて申請すること。

- (1). 給水装置工事申込書 (A3 用紙)
- (2). 設計図面 (A3 用紙)
- (3). 建築確認済証 (又は、理由書)
- (4). 公図
- (5). 登記簿謄本
- (6). 申込者と土地所有者が異なる場合は、売買契約書あるいは土地使用承諾書等を添付すること。
- (7). 道路占用許可書又は、公共物使用工作物設置許可申請書の写し
- (8). 水道配水用ポリエチレン管施工講習受講者証又は、高密度ポリエチレン管施工講習受講者証のコピー

1.1.2 追加書類

1.1.1 に記載する書類に加えて添付する必要がある場合のある書類

- (1). 誓約書 (上下水道課の推奨する適正口径未満で施工する場合)
- (2). 分岐承諾書 (個人が布設した管から分岐する場合)
- (3). 外構図面又は、それに準ずる図面 (樹脂製メーターボックスを使う場合)
- (4). 材料承認図 ($\phi 25\text{mm}$ 以上の管を布設する場合)
- (5). 水道直結式スプリンクラー設備事前協議結果通知書 (水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合)
- (6). 受水槽設置届 (有効容量 10t 未満の場合)
- (7). 簡易専用水道設置届 (有効容量 10t 以上の場合)
- (8). その他、必要書類がある場合は、指示に従うこと。

1.2 納金

- (1). 給水装置工事申込書を提出し、許可後、翌週木曜日に水道加入金及び手数料を納付すること。
- (2). 水道加入金及び手数料を納付後、翌週火曜日を立ち会い検査日とする。水道メーターは、立ち会い検査当日に現地支給とする。

1.3 竣工書類

工事完了後、速やかに以下の書類を提出すること。

- (1). 完成図面
- (2). EF 接合チェックシート
- (3). EF コントローラー出力データ一覧

- (4). 管路埋戻し状況及び完了写真（道路と宅地内）
- (5). 1.1.2 (1)に記載する誓約書を提出した場合は、水道メーターからヘッダーまでの、口径が判別できる配管状況写真を提出すること。

1.4 協議が必要な事項

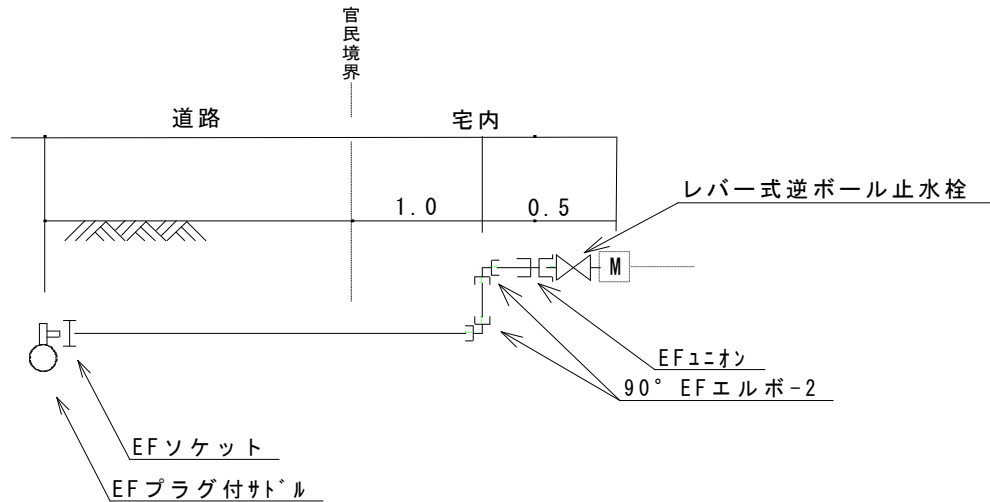
- (1). 水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合は、別途事前協議が必要となるので、給水装置工事申込の前に協議を行うこと。
- (2). 集合住宅への直結直圧給水は、3階までとする。詳細は、「3階建て直結直圧給水基準」を参照すること。

2. 給水装置工事の配管

2.1 標準配管

(1). 標準配管は、以下の図1のとおりとする。

図1 標準配管図



2.2 給水管材料及び規格

(1). 配水管分岐部から水道メーターまでの間に使用する給水管材料及び規格は、表1のとおりとする。

表1 給水管材料及び規格

口径	管種	規格
φ 20mm	高密度ポリエチレン管	JIS 外径 27.0mm
φ 25mm	高密度ポリエチレン管	JIS 外径 34.0mm
φ 30mm	高密度ポリエチレン管	JIS 外径 42.0mm
φ 40mm	高密度ポリエチレン管	JIS 外径 48.0mm
φ 50mm～ φ 150mm	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K144

2.3 分岐方法

- (1). 配水管からの分岐については、表 2 のとおりとする。ただし、配水管口径と同口径以上での分岐は認めない。

表 2 管種ごとの分岐方法

管種	分岐口径	分岐方法
水道配水用ポリエチレン管 (JWWA K144)	φ 50mm 以下	EF プラグ付サドル
	φ 75mm 以上	EF 不断水分岐仕切弁付き)
ダクタイル鋳鉄管	φ 40mm 以下	鋳鉄製サドル付分水栓
	φ 50mm 以上	耐震型不断水分岐 (ソフトシール仕切弁付き) ※
塩化ビニール管	φ 40mm 以下	鋳鉄製サドル付分水栓
	φ 50mm 以上	従来型不断水分岐 (ソフトシール仕切弁付き) ※

※分岐口径 φ 50mm の不断水分岐については、簡易仕切弁付きフランジタイプとする。

2.4 注意事項

- (1). 高密度ポリエチレン管を使用する場合は、水道配水用ポリエチレン管施工講習受講修了者又は、高密度ポリエチレン管施工講習受講修了者が立ち会いのもと、施工すること。
- (2). ダクタイル鋳鉄管からの分岐は、インコアを必ず入れること。

3. 給水装置工事の施工

3.1 一般事項

- (1). 給水管の引込は、1敷地1箇所を原則とする。ただし、同一敷地内であっても、分筆を行い、分筆線を跨がないように建築物を建築する場合は、1敷地2箇所となるように、新規給水管引込工事を行って良い。なお、公図上で土地が分かれぬ線である分割線を引いた場合の、新規引込は認めない。
- (2). 同一敷地内に既存の給水管の引込が複数存在する状況下において、次に掲げる事項に該当した時は、既存の給水管を全て分水止めすること。
 - ・新たに公道より引込直す場合。
 - ・既存の1箇所を使用し、分筆線を跨いで建築した場合。
- (3). 同一敷地内に既存の給水管の引込が複数存在する状況下において、既存の給水管を利用し、宅地内で給水装置工事（改造工事）を施工する場合は、次に掲げる事項に該当した時は、引き続き使用することが出来る。
 - ・給水管を使用している所有者の意向により、新たに分筆を行う場合において、建築物が分筆線を跨がない場合。
 - ・給水管を使用している所有者の意向により、新たに分合筆を行い公図上の形状が変更する場合において、1筆に2本以上の給水管が引き込まれた状態になった時は、1筆に1本の給水管となるように切り直し工事を行う場合。
 - ・現在水道メーターを設置し使用している、または、過去に水道メーターを設置し使用していた給水管を使用し、分筆線を跨がないように建築する場合。
 - ・宅地内で水道メーターの口径を増大する場合。（新たに引込直しての口径増大は、既存の給水管を全て分水止めすること。）
- (4). 給水管の道路上埋設深は、分岐する配水管の埋設深と同様とする。宅地内については、40cm以上とする。
- (5). 配水管の継手や他の給水装置の取水口から、50cm以上離して施工すること。
- (6). $\phi 50\text{mm}$ 以上の給水管は、EF接合可能なソフトシール仕切弁を道路上及び宅地内に設置すること。
- (7). $\phi 40\text{mm}$ 以下の給水管は、道路上止水栓（以下『甲止水栓』と言う）及び、宅内第一次止水栓（以下『乙止水栓』と言う）を原則設置しないこととする。ただし、集合住宅は維持管理区分を明確にする為に、口径を問わず官民境界より1.5m以内に設置する。
- (8). 開発道路が設置される分譲地に布設する連合管は、 $\phi 40\text{mm}$ 以下は仕切弁を設置せず、 $\phi 50\text{mm}$ 以上はEF接合可能なソフトシール仕切弁を設置する。仕切弁の位置は、開発道路隅切りより宅地側に寄せ、且つ、1.5m以内の位置とする。
- (9). 集合住宅及び連合管の配管は、管末に排泥管を設置すること。排泥口の位置は、側溝のグレーチング部や雨水マス等の水質を確認しやすく、流した水が排出されやすい位置とする。

- (10). 既設水道メーターが官民境界から 1.5m 以上離れている場合又は宅地内での口径増大を行う場合は、官民境界からおよそ 1.5m の位置へ移設すること。この時、乙止水栓は撤去することとし、官民境界から宅内側の給水管を高密度ポリエチレン管で施工すること。
- (11). 既設水道メーターを官民境界線より 1.5m 以内に移設する場合又は宅地内での口径増大を行う場合等において、既設ビニール管を利用する場合は、変換ソケットに離脱防止付き鋳鉄製伸縮可とう継手ソケットを使用し、既設ビニール管から高密度ポリエチレン管に変換すること。また、変換ソケットは防食処置を施し、圧着部は配管保護用に袋ジョイント、HI-LA、HIMC ユニオン等で保護すること。
- (12). 既設水道メーターを官民境界線より 1.5m 以内に移設する場合及び宅地内での口径増大を行う場合等において、既設一種二層ポリエチレン管を利用する場合は、EF ソケットを使用し EF 接合にて、官民境界で高密度ポリエチレン管に変換すること。圧着部は配管保護用に EF ソケットを融着し保護すること。

3.2 水道メーターの設置

- (1). 一般住宅に設置する水道メーターの口径は、原則φ20mm とする。なお、二世帯住宅については、原則φ25mm とする。
- (2). φ50mm 以上の水道メーターを設置する場合は、伸縮管の寸法を明記し、伸縮管は伸ばしすぎたり縮めすぎたりしないように設置すること。
- (3). 水道メーター上流部（二次側）の口径は、水道メーター口径以下とする。管種は指定しない。
- (4). 水道メーター及び乙止水栓は、官民境界線より 1.5m 以内、且つ、車両が通過しない位置に設置すること。なお、車両が通過するか不明な場合は、隣地境界線より 30cm 以内の設置とし、敷地内の端に寄せること。
- (5). 水道メーターと宅内第 2 次止水栓（以下『丙止水栓』と言う）は、メーターボックスの中心に設置すること。

3.3 メーターボックスの設置

- (1). メーターボックスについて以下の場合は、鋳鉄製メーターボックスを使用すること。
 - ・敷地延長への設置となる場合。
 - ・車が踏む可能性がある場合。
 - ・メーターボックス設置位置が駐車場となる場合。
 - ・分譲地になる場合。
 - ・二次側申請がない場合。
 - ・土地の用途が不明な場合。
- (2). 丙止水栓には伸縮が付いているので、樹脂製の伸縮カバーを設置して、水道

メーターを取り付けること。

- (3). メーターボックスは、町章入りのものとし、サイズについては表 3 を参照すること。

表 3 口径別メーターボックスサイズ

メーター 口径	水道メーター	
	樹脂製 (PVC)	鋳鉄製 (FCD)
φ 13mm	φ 13mm 用	φ 20mm 用
φ 20mm	φ 25mm 用	
φ 25mm		φ 25mm 用
φ 30mm	φ 40mm 用	なし
φ 40mm	メーターユニット φ 40mm	
φ 50mm	メーターユニット φ 50mm	

3.4 仕切弁等の仕様

- (1). 弁筐は、町章入り 1 号ハット型弁筐を使用すること。なお、弁筐は、仕切弁と排泥弁で鉄蓋の表記及び色を分けることとし、管種と口径の表示をすること。仕様については、表 4 のとおりとする。

表 4 弁筐仕様

表示	形式	色	座台	立ち上げ
仕切弁	町章入り 1 号ハット型弁筐	ブルー	ハット型弁筐用底板	VU φ 150mm
排泥弁	町章入り 1 号ハット型弁筐	イエロー	ハット型弁筐用底板	VU φ 150mm

4. 立ち会い検査及び耐圧試験

4.1 立ち会い検査注意事項

- (1). 立ち会い検査は、水道加入金及び手数料納付後、毎週火曜日に行う。立ち会い時間については、電話や来庁により予約すること。
- (2). 水道配水用ポリエチレン管施工講習受講修了者又は、高密度ポリエチレン管施工講習受講修了者が立ち会うこと。
- (3). 耐圧試験は、表 5 のとおり、クランプ取り外し後の口径ごとに定められた冷却時間が経過した後、行うこと。それまでは、管内に水を入れないこと。

表 5 種類、口径ごとの冷却時間（クランプ取り外し後）

種類	口径	冷却時間
EF 継手	φ 20mm	10 分
	φ 25mm	15 分
	φ 30mm～φ 75mm	20 分
	φ 100mm	30 分
	φ 150mm	45 分
EF サドル	全サイズ	30 分

4.2 耐圧試験方法

- (1). 耐圧試験を行うのは、サドルから、丙止水栓手前までとする。なお、丙止水栓側から試験を行う際は、丙止水栓に逆止弁がついているので丙止水栓を取り外した後、テストポンプを接続すること。
- (2). 試験圧力は、表 6 のとおりとする。圧力が低下していないことを検査員が目視確認した後、穿孔を行うこと。
- (3). 集合住宅及び分譲地は、口径を問わず φ 50mm 以上の場合と同様の耐圧試験を行う。

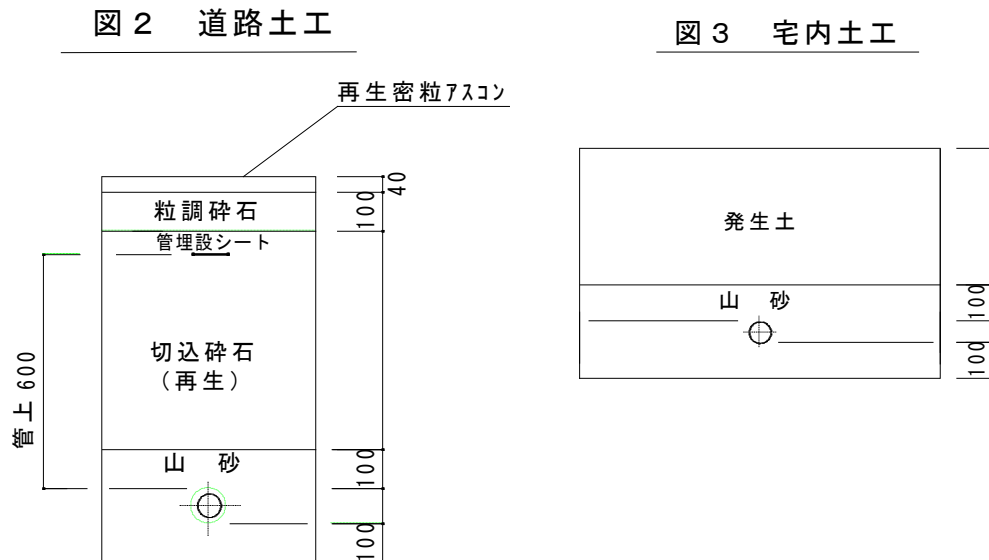
表 6 耐圧試験時間

口径	試験圧力	時間
φ 20mm～φ 40mm	0.75MPa	10 分
φ 50mm 以上	1. 0.75MPa まで加圧後、5 分放置する。 2. 圧力が低下していた場合、0.75MPa まで再加圧する。 3. 再加圧後、すぐに 0.5MPa まで減圧し、1 時間放置する。 4. 1 時間後、0.4MPa 以上のままであれば合格とする。	

5. 埋戻し、舗装

5.1 標準土工

(1). 埋戻しは、以下の図2及び図3のとおり施工する。



5.2 注意事項

- (1). 道路上の埋戻しに、発生土は使用しないこと。
- (2). その他の埋戻しと舗装については、道路管理者の指示に従うこと。

6. 既設給水管の閉栓

6.1 注意事項

- (1). 口径増大に伴う給水管の取り直しや、引込管変更の際には、既設給水管を分水止めすること。
- (2). 道路内、民地内問わず、チーズで分岐している場合は、チーズを切断撤去して繋ぎ直すことを原則とする。なお、その際に民地内の掘削が必要な場合は、土地所有者の承諾を得ること。
- (3). その他の既設給水管の閉栓については、上下水道課の指示に従うこと。

(附則)

初版……………平成30年4月制定
第二版……………平成31年4月改訂
第三版……………令和元年5月改訂
第四版……………令和元年6月改訂